

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成4年10月28日であると認められることから、申立人の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち平成4年6月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を15万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年12月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。平成4年11月末まで働き続けており、毎月の給料からの保険料控除もあったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がA事業所に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A事業所は平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年6月30日と記録されているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日の処理は、同年10月28日付けで同年10月の定時決定の記録を取り消した上で、遡<sup>そきゅう</sup>及して行われており、ほか

の複数の同僚においても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、A事業所は、平成4年7月31日において法人の事業所であり、当時の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該遡及して喪失処理が行われた同年10月28日であると認められる。

なお、申立期間のうち平成4年6月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、16万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人がA事業所において継続して勤務していたことが認められる上、申立人と同様に同年11月30日まで雇用保険の加入記録がある複数の同僚が所持する給与明細書において、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていることから判断すると、申立人についても、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間のうち平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年10月の定時決定の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所が平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなる処理を同年10月28日付けで行っていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に行われるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会B事業所における資格取得日に係る記録を昭和50年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年9月16日から同年10月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

しかし、A協会内の転勤であり、申立期間はB事業所で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA協会B事業所への転勤辞令、C協会（A協会が名称変更）が提出した就労証明書、雇用保険の被保険者記録及びC協会事務担当者の証言により、申立人は、申立期間においてA協会に継続して勤務し（昭和50年9月16日にA協会D事業所から同協会B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A協会B事業所における昭和50年10月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和50年9月16日とすべきところ、同年10月1日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡国民年金 事案 1272

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 59 年 3 月まで

昭和 54 年に母が他界し、相続した物件の不動産収入があった。そのため、大学 1 年生の時から税金を納付しており、収入等の管理をしてれていた父が私の国民年金の加入手続や保険料の納付もしてくれていたはずである。

申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の 2 年程前に母の他界により家賃収入のある不動産を相続し、以後、その収入等の管理を行っていた申立人の父が、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付も行ってくれていたはずであると述べているところ、その父が申立人の保険料を納付していたことを聞いたことがあるとするのみで、加入手続や保険料の納付が行われたことをうかがわせる具体的な記憶は無い上、その父も既に他界しており、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人は、父から年金手帳を受け取っていないとしている上、申立人に対して申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、国民年金の加入手続が行われたとは考え難く、保険料を納付することはできなかつたとみられる。

さらに、申立人と同じく父が不動産収入の管理を行っていたとする申立人の弟も、申立人と同様に 20 歳到達時から就職して厚生年金保険被保険者となるまでの間は国民年金には未加入とされているなど、申立人の申立期間の保険料が納付されていたと推認することは困難である。

加えて、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1273

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 7 月まで

私が昭和 58 年 7 月に会社を退職した後、市役所から国民年金保険料の振込用紙が届いた。長女の出産を翌年 4 月に控え、家計の苦しい中で国民年金保険料と国民健康保険料を払い続けた記憶があるため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 7 月の会社退職後、市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の所持する年金手帳には申立期間に係る国民年金の加入記録の記載が無い上、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入していたことうかがえない。

また、申立人と共に国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の妻の所持する年金手帳にも申立期間に係る国民年金の加入記録の記載は無く、申立人の妻に対して申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人と同様に、申立期間は国民年金に未加入であったと考えられ、申立人の主張とは相違している。

さらに、申立人及びその妻はいずれも、申立期間の保険料の納付場所、納付金額及び納付回数等について明確な記憶は無い。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 60 年 3 月まで

私は、母が、私の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと母から聞いており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 61 年 10 月に払い出されたことが確認できる上、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人はこのころ初めて国民年金の加入手続を行い、54 年 9 月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。このため、上記加入手続を行うまでは、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、納付書が発行されることは無かったと考えられる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を 62 年 10 月に過年度納付しているが、その時点では、申立期間の保険料は既に時効のため、さかのぼって納付することもできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母は既に他界しており、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の居住する市の電算記録でも申立期間に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬<sup>そご</sup>は無い上、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 58 年 4 月まで

私は、申立期間は、個人経営の店に勤務していたので社会保険は無かったが、この時期に集中的に歯の治療をした記憶があり、国民健康保険には加入していたはずである。国民健康保険に加入していれば、当然に国民年金にも加入し、保険料を納付していたはずなのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、歯科医で治療を受けた記憶があり、国民健康保険に加入していたはずであるので、国民年金にも同時に加入していたはずであると述べているが、国民健康保険と国民年金とは別制度であり、国民健康保険に加入していたことをもって、必ずしも国民年金にも加入していたとは言えないほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付金額及び納付場所についても記憶が無いとしており、申立人の主張から、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがい知ることは困難である。

また、申立人が申立期間当時居住した 2 つの自治体には、いずれも申立人に係る国民年金の記録は無く、現在居住する市の被保険者名簿及び特殊台帳（マイクロフィルム）でも、申立期間は未加入期間となっており、オンライン記録との齟齬は無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1276

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 56 年 3 月の退職後に国民年金保険料の納付書が届き、市役所へ出向いて窓口で納付したはずである。厚生年金保険料は給与から天引きされていたため、年金というものを特に意識していなかったが、この時初めて自覚した記憶があり、ほかに市役所へ行く用事などは無く記憶が間違っているとも思えないことから、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続について明確な記憶は無いほか、通常、加入手続は、加入しようとする本人が行うものであるところ、退職前の職場が行ってくれたのではないかと述べているなど、不自然な面も見受けられ、申立期間に係る加入手続が確かに行われたと推認できるまでの事情は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 9 月 10 日に払い出されており、これ以外に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、同年同月に払い出された同記号番号は、オンライン記録上、申立人が同年 7 月、国民年金第 3 号被保険者として初めて国民年金被保険者資格を取得したことに伴い払い出されたものとみることができ、申立期間が未加入期間とされていることとの矛盾も無い。

さらに、申立人は、退職後しばらくしてから国民年金保険料の納付書が郵送されて来たので、市役所で納付書により納付したと主張しているが、納付金額等の明確な記憶は無い上、申立人の母親は、申立人が郵送されてきたと主張する納付書を受け取った記憶があるとするものの、それが国民年金保険

料の納付書であったのか、申立人が納付した金額がいくらであったかなど覚えていることは無いとしており、申立人が申立期間の保険料を納付したことはうかがえない。

加えて、申立人が居住する市の被保険者名簿でも申立期間は未加入期間となっており、オンライン記録との齟齬は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、大学生であった申立期間について、国民年金保険料を未払いであったが、平成5年ごろ、社会保険事務所（当時）の職員が自宅に未納分の保険料の請求に来たため、母親が、同事務所に行き、10数万円の保険料を支払ったと聞いているので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、大学生であり、国民年金保険料を納付していなかったが、平成5年ごろ、申立人の実家に最寄りの社会保険事務所の職員が未納保険料の催告に訪れたため、申立人の母親が同社会保険事務所に赴き、申立期間の保険料を納付したと述べているところ、同年当時、申立人は、その母親が居住する市とは別の市で住民登録していたことが確認できる。一方、国民年金は、制度上、住民登録をしている市区町村で加入することとされており、現年度保険料の徴収は住民登録をしている市区町村が行い、過年度扱いとなった未納保険料の徴収は当該市区町村を管轄する社会保険事務所が行うものであったことから、申立人の実家に訪れた最寄りの社会保険事務所職員が、管轄外の市に居住する申立人の保険料について催告を行い、これを受けて、その母親が保険料を納付したとする申立人の主張は不合理である。

また、申立人の母親は、家に来たのは社会保険事務所職員ではなく、市の職員だったかもしれないとしているが、上記のとおり、申立人は、平成5年ごろ、その母親とは別の市に住民登録していた上、同年ごろでは、申立期間の保険料は過年度扱いにもなるため、申立人の母親の居住する市の職員が、申立人の申立期間の保険料の催告を行うことも考え難い。

さらに、申立人及び申立人の母親共に、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶も、年金手帳を交付された記憶も無いとしている上、i) 申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと、ii) 申立人が申立期間当時居住していた市及び平成5年当時居住していた市のいずれも、申立人に係る国民年金被保険者名簿等が作成された様子は無いことから、申立人が、申立期間に国民年金に加入していたことはうかがえない。

加えて、申立人の母親は、申立期間の保険料として10数万円を納付したとしているが、その母親が述べる納付金額は申立期間の保険料を過年度納付する場合に必要となる金額からは乖離<sup>かいり</sup>している。

このほか、申立人の母親は、申立期間の保険料の納付時期について、平成5年ではなかったかもしれないとするなど、納付時期についての記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>である上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 11 月、市役所へ赴き国民年金の加入手続を行った。保険料納付については、母親が毎月最寄りの公民館に赴き、そこで待機していた組の班長に保険料を渡し、班長は預かった保険料を金融機関で納付していた。国民年金の加入から途中で資格を喪失することなく、61 年 3 月まで継続して加入しており保険料も納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 11 月の国民年金の加入から 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者となるまでの間、申立人の母親が、毎月最寄りの公民館へ赴き、申立人の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の居住する市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳（マイクロフィルム）ともに、オンライン記録と同様に、57 年 5 月 29 日付けで国民年金被保険者資格を喪失した旨の記録があり、これにより申立期間の一部である 57 年 5 月及び 6 月分の保険料が同年 7 月に還付決定されていることが確認できる。このことから申立人は、昭和 57 年 7 月時点で国民年金には未加入であったことになり、その後、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、同年 5 月に被保険者資格を喪失して以降の期間に係る納付書が発行されることは無く、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は既に他界しており、当時の状況は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 49 年 4 月まで  
(A 事業所)  
② 昭和 49 年 4 月から同年 9 月まで  
(B 事業所)  
③ 昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月まで  
(C 事業所)

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。いずれの事業所でも働いていたことは間違いないと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 事業所の事業主の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A 事業所は昭和 49 年 3 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、A 事業所（現在は、D 事業所）は、「申立期間当時は会社の設立当初であり、厚生年金保険の適用事業所でなかった。給与から保険料を控除していなかった。」と回答しており、オンライン記録から、当該事業所の事業主は申立期間①のうち昭和 49 年 3 月 2 日までの期間は、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間①における雇用保険の被保険者記録は確認ができない。

なお、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、当該事業所の新規適

用年月日である昭和 49 年 3 月 2 日から同年 6 月 1 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、オンライン記録では、B 事業所があったとされる所在地及びその隣接地域に B 事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該事業所があったとされる所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認ができない。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を覚えておらず、事業主等を特定することができないことから、当時の状況についての証言を得ることができない。

さらに、申立人の申立期間②における雇用保険の被保険者記録は確認ができない。

申立期間③について、C 事業所の元取締役の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上述の元取締役は、「C 事業所は昭和 57 年に厚生年金保険の適用事業所となった。申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと思う。」と証言しており、オンライン記録から、C 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間③後の昭和 57 年 9 月 2 日であることが確認できる。

また、C 事業所の事業主及び上述の元取締役は、オンライン記録から、申立期間③中は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間③のうち昭和 50 年 4 月 1 日以降の期間について、申立人は別事業所における雇用保険の被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで  
(A事業所)  
② 昭和 53 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
(B事業所)  
③ 昭和 57 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
(C事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間①については、昭和 53 年 10 月 31 日までA事業所に正社員として在籍しており、申立期間②については、前職とは間を空けずにB事業所に就職し、申立期間③については、C事業所を途中で退職したことはないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の事業主は、「従業員は、厚生年金保険と雇用保険を同時に加入、喪失させている。」と回答しており、申立人の雇用保険の加入記録及び厚生年金保険の加入記録は一致していることが確認できる。

また、申立期間①にA事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる元同僚に聴取したが、申立人が昭和 53 年 10 月末日まで勤務していたことを確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所は、申立期間①当時の資料を保存していないと回答しており、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料を得ることはできなかった。

申立期間②について、商業登記簿謄本により、申立人は、昭和 53 年 11 月 14

日にC事業所（B事業所は、厚生年金保険の適用事業所として、昭和45年10月1日に新規に適用事業所となり、その後、53年12月1日にC事業所に名称変更している。以下同じ。）の役員に就任していることが確認でき、複数の元同僚は、「申立人がいつから勤務していたかは覚えていないが、事務を担当していた。」と証言していることから、勤務期間を特定することはできないものの当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C事業所の元事業主は、「申立人は、入社当初から社会保険の事務を担当していた。」と回答しており、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

なお、申立人に係るC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和53年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、当該資格取得日が訂正されていることも無く、オンライン記録の資格取得日とも一致していることから、不自然な処理は見当たらない。

申立期間③について、申立人に係るC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和57年5月1日に厚生年金保険の資格を喪失し、同年5月11日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、申立期間③当時の元夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人は、昭和57年5月8日に元夫の健康保険の被扶養者として認定され、同年6月1日に解除されていることが確認でき、また、健康保険の被扶養者の解除と同日に、C事業所で厚生年金保険の被保険者の資格を再度、取得していることが確認できる。

なお、B事業所及びC事業所の後継事業所であるD事業所に照会したが、申立人に係る資料は無いと回答しており、申立人に係る厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から 53 年 12 月 1 日まで  
(A事業所)  
② 昭和 54 年 10 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで  
(B事業所)  
③ 昭和 56 年 10 月 1 日から 58 年 1 月 1 日まで  
(C事業所)

社会保険庁（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所、B事業所及びC事業所で勤務していたことは確かであるので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の元事業主の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A事業所は、昭和 53 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A事業所の元事業主は、「申立期間は厚生年金保険に加入していなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と証言しており、オンライン記録から、当該事業主は、昭和 53 年 12 月 1 日に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①と一緒に勤務していたとする元同僚のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、オンライン記録から、昭和 53 年 12 月 1 日であることが確認でき、当該期間は、厚生年金保険の被保険者とな

っていないことが確認できる。

申立期間②について、オンライン記録では、申立人が記憶する所在地にB事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができない。

また、商業登記簿謄本から確認できる事業主とは連絡が取れず、申立期間②当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、B事業所の業種の団体であるD協会に照会したが、当該事業所に係る記録を確認することはできなかった。

加えて、申立人は、昭和56年3月に入院した際、B事業所からもらった健康保険被保険者証を使ったとしているが、申立人が入院していたとするE病院は、「当時の記録から、申立人はF市の国民健康保険被保険者証を使っていたことが確認できる。」と回答している。

申立期間③について、オンライン記録では、申立人が記憶する所在地にC事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該事業所があったとされる所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認ができない。

また、申立人が記憶する事業主の連絡先は不明であることから、申立期間③当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、前述のD協会に照会したが、C事業所に係る記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 5 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所における被保険者資格取得日は、平成 8 年 4 月 1 日との回答を得たが、同年 1 月 5 日から当該事業所に勤務したと記憶していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成 7 年のスケジュール帳によると、「A事業所に平成 8 年 1 月 5 日より入社」と記載されていることから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所が保管する社会保険事務所の平成 8 年 4 月 5 日付けの受付印が確認できる健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人は、当該事業所において同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A事業所に照会したところ、「厚生年金保険と雇用保険の加入手続は同時にしており、申立人に係るこれらの加入日は平成 8 年 4 月 1 日付けで行った。被保険者になっていない期間については、社会保険料を控除していない。」と回答している。なお、申立人のA事業所における雇用保険の被保険者記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

さらに、オンライン記録から、A事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、「自分は、A事業所において被保険者記録が確認できる前から勤務していた。」と証言しており、当該事業所では、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

加えて、上述の同僚のうちの一人は、「A事業所における自分の給与明細書を確認したところ、厚生年金保険に加入していない期間の給与から、厚生年金保険料は控除されていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。昭和 55 年 8 月 31 日まで、A事業所に在籍していたと認識していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録によると、A事業所における離職日は、昭和 55 年 8 月 31 日であることが確認できるが、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、同年同月 30 日であることが確認できる。

また、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日及び雇用保険の被保険者記録における離職日が申立人と同日となっている同僚は、「最後の出勤日である昭和 55 年 8 月 29 日が退職日であったと記憶している。退職の際に、8 月末日まで籍があるということは聞かなかった。」と証言している。

さらに、A事業所が加入していたB健康保険組合の提出した「健康保険加入・脱退証明書」及びB企業年金基金（申立期間当時はB厚生年金基金）から提出された「厚生年金基金加入員資格喪失届」により、申立人の資格喪失日が昭和 55 年 8 月 30 日であることが確認でき、B企業年金基金から、「資格喪失日が昭和 55 年 8 月 30 日である以上、同年 8 月分の保険料については、事業主に対して納入の告知を行っていない。」との証言を得た。

加えて、昭和 55 年 8 月 31 日は日曜日であったところ、申立期間当時のA事業所の総務部長は、「自己都合による退職の場合、日曜日など実労のない休日を退職日とすることはなかった。」と証言している。

なお、C事業所（A事業所から名称変更）に照会したが、申立人に係る資料は保管されておらず、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 11 日から 46 年 4 月 1 日まで  
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和46年4月26日に支給決定されているほか、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の印が押されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月31日から同年9月1日まで  
年金事務所に年金記録の内容を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間については、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所を退職する際、年金が途切れないう月末を退職日としてほしいと当該事業所に伝えているので、資格喪失日は、平成元年9月1日である。」と主張している。

しかし、A事業所の事務責任者は、「退職日は、特段の理由のないかぎり、月末の1日前を退職日として、統一している。」と証言しており、当該事業所の社会保険被保険者台帳により、申立人は、平成元年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人のA事業所の離職日は、平成元年8月30日であることが確認できる。

さらに、A事業所の上述の事務責任者は、「事業所設立当時から人事関係については、B事務所に委託しており、人事労務管理が専門なだけに、非常にしっかりしており、特に給与計算については、厳格に対応しているので、申立期間の厚生年金保険料を申立人の給与より控除したとは考えられない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月10日から45年1月26日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

A事業所に継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主（申立人の夫）の証言から、労働条件は確認できないものの、申立人が、申立期間についてA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日（昭和42年11月10日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得した前述の事業主の健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者氏名欄に申立人の氏名が記載されていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和45年1月26日に、A事業所の厚生年金保険被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、A事業所は、申立期間当時の書類の保存は無いと回答している上、前述の事業主が社会保険事務を委託していたと記憶する社会保険労務士についても調査したが、当該社会保険労務士を特定することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 4 月 1 日の前後 2 年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を 2 年以上有する者 3 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、2 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 33 年 7 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月21日から同年12月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、船員保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。  
船員手帳では、昭和22年2月21日から船舶所有者AのB船舶に乗船していたという記録が確認できるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳から、申立人が申立期間においてB船舶に乗船していたことは確認できる。

しかし、申立人は、「B船舶は漁船であり、C及びD漁を行っていた。」と述べているところ、船員保険の適用範囲が一般漁船船員まで拡大されたのは、昭和22年12月1日からである上、同日付けで、船舶所有者AのB船舶が船員保険の適用事業所となったことがオンライン記録より確認できる。

また、B船舶の船長及び申立人が申立期間において一緒に乗船したと述べている申立人の兄も、船員保険被保険者名簿によると申立人同様に、昭和22年12月1日に船舶所有者AのB船舶において船員保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。